

○奥能登珠洲の交流支援助成金交付要綱

平成19年5月1日

告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の交流人口の拡大を図るため、珠洲市内の宿泊施設を利用し、一定期間以上珠洲市内に滞在する学生の団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の要件)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、小学生、中学生、高校生及び大学生(大学院生、専門学校生及び短大生を含む。以下同じ。)で、別表1に掲げる宿泊施設に宿泊した5人以上(教員等の引率者を除く人数とする。)の団体とする。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者は、珠洲市外を活動の本拠地又は中心地とする団体又は珠洲市外に住所を有する者から構成される団体で、次の各号に該当するものを除く。

(1) 珠洲市から他の助成金を受けたもの又は受ける予定のもの。ただし珠洲市能登空港利用促進のための観光客助成交付要綱に基づく助成金についてはこの限りでない。

(2) 珠洲市内に滞在中の活動が政治的、宗教的又は営利を目的とするもの

(助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる宿泊は、小学生、中学生、高校生及び大学生の団体で連続10人泊(人泊とは、宿泊した学生の人数に宿泊数を乗じて得られる延べ数をいう。以下同じ。)以上とし、一の団体に対する助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 小学生、中学生、高校生及びこれを引率する教員等にあつては、1人泊あたり1,000円とし、一回につき1,000,000円を限度とする。

(2) 大学生及びこれを引率する教員等にあつては、1人泊あたり1,500円とし、一回につき1,000,000円を限度とする。

2 前項各号に規定する引率する教員等(以下「引率者」という。)のうち、助成金の交付の対象となる人数は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奥能登珠洲の交流支援助成金交付申請書(兼)実績報告書(様式第1号)を滞在期間終了の日から14日以内に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金を交付することに決定したときは、その旨を奥能登珠洲の交流支援助成金交付決定通知書（兼）助成金の額の確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金を交付しないことに決定したときは、その旨を奥能登珠洲の交流支援助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 7 条 申請者は、前条第 2 項の規定により助成金の額の確定通知を受けたときは、奥能登珠洲の交流支援助成金交付請求書（様式第 4 号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の返還）

第 8 条 市長は、申請者が偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年告示第 47 号）

この告示は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 20 年告示第 30 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 16 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 34 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 47 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 91 号）

この告示は、平成 26 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 24 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

珠洲ビーチホテル

国民宿舎能登路荘
木ノ浦観光交流拠点施設（1泊2食付に限る）
旅館
民宿
農家民宿

別表 2（第 4 条関係）

区分	学生の人数	引率者の人数
小学生 中学生 高校生	10 人未満	1 人
	10 人以上 15 人未満	2 人
	15 人以上 20 人未満	3 人
	20 人以上 25 人未満	4 人
	25 人以上 30 人未満	5 人
	30 人以上	6 人
大学生	20 人未満	1 人
	20 人以上 30 人未満	2 人
	30 人以上 40 人未満	3 人
	40 人以上	4 人

備考

- (1) 引率者に対する助成金の交付については、学生の連続人泊数が連続 10 人泊以上でなければならない。
- (2) 学生の人数に対する実際の引率者の人数が、この表に掲げる人数に満たない場合は、実際の人数を交付の対象とする。

珠洲市長

申請者	住所（〒 - ）
	学校名
	団体（組織）名
	代表者氏名 ⑩
	電話番号（ ） -
	メールアドレス

奥能登珠洲の交流支援助成金交付申請書（兼）実績報告書

下記のとおり、奥能登珠洲の交流支援助成金の交付を受けたいので、奥能登珠洲の交流支援助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

	（主な活動内容）	
1 合宿目的		
2 宿泊施設名		
3 滞在者数	(1) 児童・生徒・学生数	人
	(2) 引率者数	人
	合計	人
4 滞在期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（泊日）	
5 助成金申請額	金	円

※添付書類

- (1) 参加者名簿（学生の人数及び引率者の人数の内訳が記載された名簿）
- (2) 宿泊者数が記載された利用宿泊施設発行の領収書の写し
- (3) 実施要項等（スケジュール等）
- (4) 活動内容がわかる写真及び集合写真
- (5) その他（ ）

第 号
年 月 日

殿

珠洲市長

奥能登珠洲の交流支援助成金交付決定通知書
（兼）助成金の額の確定通知書

年 月 日付けで申請兼実績報告のあった奥能登珠洲の交流支援助成金の
交付については、奥能登珠洲の交流支援助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により審
査したところ、交付することに決定し、下記のとおり助成金の額を確定したので、同
条第 2 項の規定により通知します。

記

助成金の額の確定額 金 円

第 号
年 月 日

殿

珠洲市長

奥能登珠洲の交流支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請兼実績報告のあった奥能登珠洲の交流支援助成金の交付については、奥能登珠洲の交流支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により審査したところ、下記の理由により交付しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

記

（理由）

年 月 日

珠洲市長

申請者	住所（〒 — ）
	学校名
	団体（組織）名
	代表者氏名 ⑩
	電話番号（ ） —

奥能登珠洲の交流支援助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の額の確定があった奥能登珠洲の交流支援助成金について、奥能登珠洲の交流支援助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
		